

大口町小規模・中小企業振興基本条例

を紹介します

背景と想い

私たちのまち大口町は、のどかさの残る田園風景、心にうるおいを与える五条川の桜並木をはじめ、輝く水と緑のある自然環境を保ちつつ、昭和30年代初頭に住民ぐるみで積極的な企業誘致に取り組むなど、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、日本有数の「豊かなまち」へと発展してきました。

この発展とともに、小規模・中小企業者はそれぞれの事業活動を通じて地域経済を活性化させ、まちづくりの担い手として重要な役割を果たしてきました。



しかしながら、近年、経済のグローバル化や情報通信技術等の飛躍的な進歩など小規模・中小企業者を取り巻く環境が大きく変化する時代の流れの中で、小規模・中小企業者は、創意と工夫により経営の安定化を図り、あるいは新たな事業展開に取り組むなど、自らの持てる力を十分に発揮することで環境の変化に対応するだけでなく、これを飛躍の糧とする必要があると。

また、小規模・中小企業者だけでなく、それを取り巻く全ての者がその想いを共有し、協働することによって、持続的な地域振興に取り組んでいくことが重要です。

このような取組により、さらに豊かで健全な大口町を次世代に引き継ぎ、子どもたちが引き続き大口町に住み、大口町で働きたいと考え、夢や希望を描ける町であることを目指したいと思います。

制定への取組

小規模・中小企業者、町、商工会、

大企業者、金融機関、各種団体、教育機関および町民が、それぞれの役割について相互理解を深めることにより、地域経済の持続的な発展および町民生活の向上を図ることを目的として、これまで小規模・中小企業者や有識者等との議論を重ねながら、小規模・中小企業者の努力や町の責務、商工会、大企業者、金融機関および町民等の役割を明確にする基本理念と基本的事項を定めた「大口町小規模・中小企業振興基本条例」を制定、令和元年12月24日に施行しました。

基本理念

▽小規模・中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とします。

▽小規模・中小企業者が地域社会の発展及び町民生活の向上に重要な存在であることを認識します。

▽小規模・中小企業者、町、商工会、大企業者、金融機関、各種団体、教育機関及び町民の協働により行います。

問合せ先

企業支援課 951623

外国籍親子、外国籍住民向け 防災センター体験ツアー

地震、台風、大雨、いざという時あなたはどうしますか？体験を通して日本の災害を知り、少しでも被害を減らせるよう準備しましょう！

日時 5月17日(日)

午前9時にほほえみプラザ1階ロビー集合
午後4時着予定

場所 岐阜県広域防災センター、長良川うかいミュージアム

対象 外国籍住民、親子（小学生以上）

定員 40名

参加費 高校生以上500円 小中学生100円
親子（小中学生と保護者）200円（保険代含む）

※別途弁当代（希望者）400円

主催 大口町・多文化共生レインボー

問合せ先 NPO法人まちなっと大口

☎ 22-6642